

第 6 3 号議案

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による景観法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例

芦屋市都市景観条例（平成 2 1 年芦屋市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第 7 条の 5 <u>法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号</u>に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(3) （略） （建築物等の計画の認定の手續） 第 9 条 市長は、法第 6 3 条第 2 項若しくは<u>法第 6 6 条第 3 項</u>の規定による認定又は第 1 5 条第 2 項若しくは第 1 8 条第 3 項の規定による認定に係る審査を行う場合において、必要と認めるときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例第 2 条に規定する芦屋市景観認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聴くことができる。 （建築物の計画の認定申請書） 第 1 0 条 法第 6 3 条第 1 項の申請書又は<u>法第 6 6 条第 2 項</u>の通知には、景観法施行規則（平成 1 6 年国土交通省令第 1 0 0 号）第	（届出を要しない行為） 第 7 条の 5 <u>法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号</u>に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(3) （略） （建築物等の計画の認定の手續） 第 9 条 市長は、法第 6 3 条第 2 項若しくは<u>第 6 6 条第 3 項</u>の規定による認定又は第 1 5 条第 2 項若しくは第 1 8 条第 3 項の規定による認定に係る審査を行う場合において、必要と認めるときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例第 2 条に規定する芦屋市景観認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聴くことができる。 （建築物の計画の認定申請書） 第 1 0 条 法第 6 3 条第 1 項の申請書又は<u>第 6 6 条第 2 項</u>の通知には、景観法施行規則（平成 1 6 年国土交通省令第 1 0 0 号）第 1

改正後	改正前
19条第1項第1号から第5号までに定める書類のほか、規則で定める図書を添付するものとする。	9条第1項第1号から第5号までに定める書類のほか、規則で定める図書を添付するものとする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条各号列記以外の部分に規定する政令で定める日から施行する。

芦屋市都市景観条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による景観法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 引用する項及び号の繰下げに伴う規定の整理（第7条の5関係）
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条各号列記以外の部分に規定する政令で定める日

参 照 2

景観法抜粋（_____部分は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日改正）

（届出及び勧告等）

第16条 （第1項省略）

（第2項から第7項まで省略）

8 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

（第1号から第11号まで省略）

(12) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為